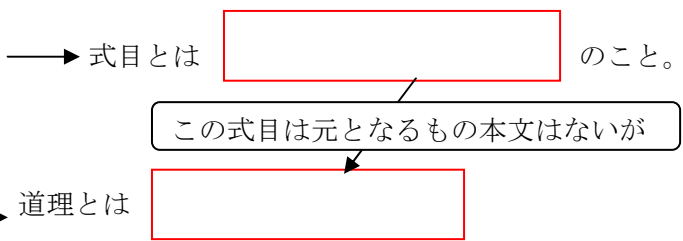


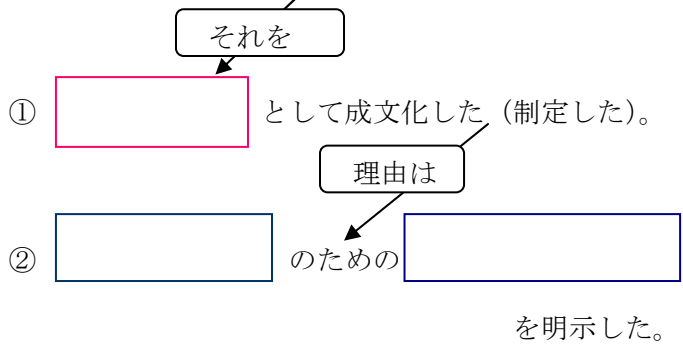
A 「この式目」を制定した意図について、この書状から読みとれることを、2 行以内で述べなさい。

この式目を作るにあたっては、何を本説として
 注し載せたのかと、人々がさだめて非難を加える
 ことありましょう。まことに、これといった
 本文に依拠したということもありませんが、
 ただ道理の指し示すところを記したものです。

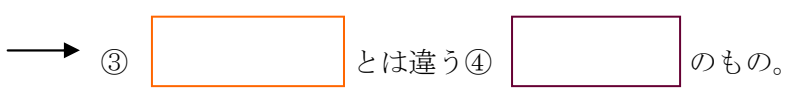


(中略)

あらかじめ御成敗のありかたを定めて、
 人の身分の高下にかかわらず、偏りなく
 裁定されるように、子細を記録しておいたものです。

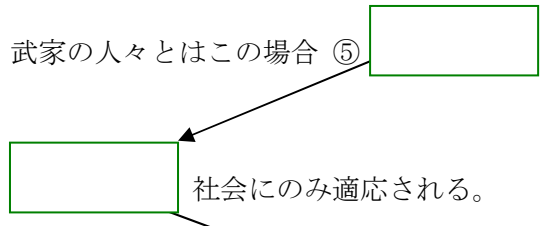


この状は、法令の教えと異なるところも
 少々ありますが、

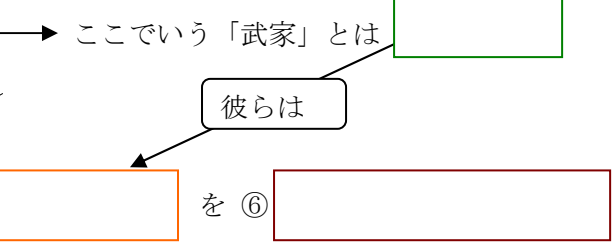


(中略)

もっぱら武家の人々へのはからいのためばかりのものです。
 これによって、京都の御沙汰や律令の掟は、少しも改まる
 べきものではありません。



およそ、法令の教えは尊いものですが、武家の人々や民間の
 人々には、それをうかがい知っている者など、百人千人のうち
 に一人二人もおりません。(中略)



京都の人々が非難を加えることがありましたなら、
 こうした趣旨を心得た上で、応答してください。



幕府は ③ を ⑥ ⑤ に対して

④ の ① を制定し ② の を

明示することで

↑ 決めぜりふを入れたい!